

## ブランドチャレンジ支援事業費補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 ブランドチャレンジ支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。)の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、山梨県地場産業振興条例(平成5年山梨県条例第17号。以下「条例」という。)第4条の規定により知事が定める山梨県地場産業振興基本方針に基づき、地場産業に関する施策の一環として、「やまなしブランド形成」のため、他の地場中小企業者の新たな事業活動の誘因となりうる先導的事业及び自主努力旺盛な事業に対し、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することにより、地場産業のブランド化を進めるとともに、地場産業の育成に寄与することを目的とする。

### (定 義)

第3条 この要綱において「地場産業」及び「地場中小企業者」とは、条例第2条に定めるものをいう。

2 この要綱において「グループ」とは、企業者の集まりであって、その構成員の2/3以上が地場中小企業者であり、かつ、地場中小企業者の1/2以上が小規模企業者(概ね常時使用する従業員の数が20人以下の事業者をいう。)であるものをいう。

3 この要綱において「組合等」とは、地場中小企業者によって構成されている組合又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会。

二 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく商工組合及び協業組合。

三 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第6号)に基づく酒造組合。

四 一般社団法人(特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱会することができる旨を定款に定めているものに限る。 )。

五 その他、知事が特に必要と認める団体。

### (交付の対象)

第4条 知事は、次に掲げる「やまなしブランド形成」のための事業に必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち必要と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

一 組合等が、産地ブランドの形成や産地イメージアップを推進する事業。

二 組合等が、地場産業製品等の販路開拓のために行う事業及び新製品の開発や新たな販路開拓を促進するために行う市場調査事業。

三 3以上の構成員から成るグループが行う自主努力旺盛な販路開拓のために行う事業。

(標準補助額及び補助率)

第5条 知事の交付する補助金の標準補助額及び補助率は、前条に定める事業ごとに別表1に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1)に補助事業計画書(様式第1-1)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当税額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2)により当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに変更申請書(様式第3)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業内容の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの及び補助対象経費における各経費区分間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更についてはこの限りではない。

一 補助事業の経費の配分又は内容を著しく変更しようとするとき。

二 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 前項の承認には、必要に応じ条件を附し、これを変更することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第4)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

( 遂行状況報告 )

第 1 1 条 補助事業者は、10 月末日現在における補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書 ( 様式第 5 ) を 11 月末日までに、知事に提出しなければならない。ただし、10 月末日までに補助事業を完了したときを除く。

( 実績報告 )

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき ( 補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。 ) は、その日から 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書 ( 様式第 6 ) を知事に提出しなければならない。

( 補助金の交付 )

第 1 3 条 補助金は、補助事業完了後、当該補助金額を確定し交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払することができる。

( 補助金の概算払及び精算払の請求 )

第 1 4 条 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払及び精算払を受けようとするときは、概算払請求書 ( 様式第 7 - 1 ) 及び精算払請求書 ( 様式第 7 - 2 ) を知事に提出しなければならない。

( 財産の処分及び管理 )

第 1 5 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、知事が別に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書 ( 様式第 8 ) を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が 50 万円未満のものはこの限りでない。

3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

( 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 )

第 1 6 条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税の額の確定に伴う報告書 ( 様式第 9 ) を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10 . 95 % の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

( 成果の企業化等 )

第 1 7 条 補助事業者は、補助事業の成果を企業化するよう努めなければならない。

2 前項の補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の企業化状況等について、企業化状況報告書 ( 様式第 10 ) を知事に提出しなければならない。

3 第 1 項の補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後 3 年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第18条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、産業財産権届出書(様式第11)を知事に提出しなければならない。

(収益の納付)

第19条 知事は、第16条第2項の規定により提出された報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が補助事業に基づく成果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(成果の発表)

第20条 知事は補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、組合等に発表させることができる。

(帳簿等の整備)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑 則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

別表 1 ( 補助対象経費、補助限度額及び補助率関係 )

ブランドチャレンジ支援事業

補助対象経費		補助限度額		補助率
経費区分	経費の内訳	海外販路開拓	その他	
謝金	講師及び助言者等謝金	1 補助事業 300万円  ただし、3以上の構成員からなるグループにあっては、 200万円	1 補助事業 250万円  ただし、3以上の構成員からなるグループの販路開拓事業にあっては、 100万円	補助対象経費の1/2以内
旅費	講師及び助言者等旅費、研修旅費、打合せ旅費、展示会旅費			
庁費	会場借上費、会場整備費、通信運搬費、賃金、教材費、受講料、広告宣伝費、印刷製本費、通訳料、翻訳料、保険料、消耗品費			
委託費	調査研究委託費、事業の一部を委託する経費			
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費			